

重要事項説明書【別表利用料金表】

1. 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の利用料金となります。

居宅介護支援費（Ⅰ）	基本料金
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

以下の場合には加算料金を頂きます。

算定項目	加算料金	算定項目概要
初回加算	3,000円	初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分が2段階以上変更認定を受けた場合)
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院してから <u>当日以内</u> に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから <u>3日以内</u> に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
イ) 退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>カンファレンス以外の方法により一回</u> 受けていること。
ロ) 退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>カンファレンスにより一回</u> 受けていること。
ハ) 退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>カンファレンス以外の方法により二回</u> 受けていること。
ニ) 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>二回</u> 受けており、 <u>うち一回以上はカンファレンス</u> によること。
ホ) 退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用に係る必要な情報の提供を <u>三回以上</u> 受けており、 <u>うち一回以上はカンファレンス</u> によること。
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際にケアマネが同席し、医師又は歯科医師に情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報提供を受けた上で <u>居宅サービス計画に記録した場合</u>
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

2. 法定代理受領により当社の居宅介護支援及び加算料金に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。